

改正案	現行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）</p> <p>（特例輸入者の承認の申請の手続等）</p> <p>第四条の五 法第七条の二第六項（承認の申請）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一及び二 （省略）</p> <p>三 法第七条の五第一号イからホまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実</p> <p>四 （省略）</p> <p>2～4 （省略）</p> <p>（指定貨物の指定の申請の手続等）</p> <p>第四条の七 法第七条の六第一項（指定の申請）に規定する貨物指定申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～三 （省略）</p> <p>四 指定を受けようとする貨物について過去一年間に法第七条の六第四項に規定する修正申告等がある場合（同項に規定する過少申告加算税、無申告加算税又は<u>重加算税</u>が課された場合に限る。）には、その年月日</p> <p>五 （省略）</p> <p>2 （省略）</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）</p> <p>（特例輸入者の承認の申請の手続等）</p> <p>第四条の五 法第七条の二第六項（承認の申請）に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一及び二 同上</p> <p>三 法第七条の五第一号イからニまで（承認の要件）のいずれかに該当する場合には、その事実</p> <p>四 同上</p> <p>2～4 同上</p> <p>（指定貨物の指定の申請の手続等）</p> <p>第四条の七 法第七条の六第一項（指定の申請）に規定する貨物指定申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～三 同上</p> <p>四 指定を受けようとする貨物について過去一年間に法第七条の六第四項に規定しないことができる場合（同項に規定する修正申告等がある場合）に規定する過少申告加算税又は<u>無申告加算税</u>が課された場合に限る。）には、その年月日</p> <p>五 同上</p> <p>2 同上</p>

第十一条第二項		
第五条第三項	国税関係帳簿書類に	関税関係帳簿書類に
(省略)		
第七条第一項	国税関係帳簿書類)	関税関係帳簿書類)
(省略)		
(省略)		
第十一条第三項第一号	又は	若しくは

(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手續)

第四条の十三 法第七条の十(申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一〜四 (省略)

(賦課決定の手續)

第六条 法第八条第一項(賦課決定)の規定による決定に係る同条第四項に規定

第五条第三項	承認済国税関係帳簿書類に	承認済関税関係帳簿書類に
同上		
同上		
第九条	国税関係帳簿書類を	関税関係帳簿書類を
同上		

(申告の特例の適用をやめる旨の届出の手續)

第四条の十三 法第七条の十(申告の特例の適用をやめる旨の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。

一〜四 同上

(賦課決定の手續)

第六条 法第八条第一項(賦課決定)の規定による決定に係る同条第四項(賦課

する賦課決定通知書には、同項に規定する事項のほか、当該決定に係る貨物の品名（当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名）、税率その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

2 法第八条第二項の規定による決定に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、同項に規定する事項のほか、当該決定に係る加算税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税をいう。以下この条において同じ。）の納付の起因となつた関税に係る貨物の品名（当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名）その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

3 法第八条第三項の規定による決定（加算税に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五（省略）

4 加算税に係る法第八条第三項の規定による決定（以下この項において「加算税に係る再決定」という。）に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五（省略）

5 法第八条第四項ただし書に規定する政令で定める場合は、定率法第十七条第一項第十号（再輸出免税）の規定により関税の免除を受けた物品につき同条第四項の規定に該当する事実が生じたことにより、当該免除を受けた関税を税関職員に即納させる場合その他特別の必要に基づき関税を税関職員に即納させる場合とする。

6（省略）

（正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算）

第九条の二 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）（法第十二条の三第二項

決定通知書）に規定する賦課決定通知書には、同項に規定する事項のほか、当該決定に係る貨物の品名（当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名）、税率その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

2 法第八条第二項（賦課決定）の規定による決定に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、同項に規定する事項のほか、当該決定に係る加算税（過少申告加算税又は無申告加算税をいう。以下この条において同じ。）の納付の起因となつた関税に係る貨物の品名（当該貨物につき輸入申告書が提出されている場合には、その番号及び品名）その他参考となるべき事項を記載しなければならない。

3 法第八条第三項（再決定）の規定による決定（加算税に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 同上

4 加算税に係る法第八条第三項（再決定）の規定による決定（以下この項において「加算税に係る再決定」という。）に係る同条第四項に規定する賦課決定通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 五 同上

5 法第八条第四項ただし書（口頭による賦課決定の通知）に規定する政令で定める場合は、定率法第十七条第一項第十号（一時入国者の携帯品の再輸出免税）の規定により関税の免除を受けた物品につき同条第四項の規定に該当する事実が生じたことにより、当該免除を受けた関税を税関職員に即納させる場合その他特別の必要に基づき関税を税関職員に即納させる場合とする。

6 同上

（正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算）

第九条の二 法第十二条の二第三項（過少申告加算税）に規定する正当な理由が

において準用する場合を含む。）に規定する正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事実のみに基づいて修正申告又は更正がされたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税の納付）の規定により納付すべき税額とする。

（加重された過少申告加算税が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税）

第九条の三 法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により過少申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該過少申告加算税について法第十二条の二第二項（過少申告加算税）の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算税以外の部分の過少申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

（重加算税を課さない部分の税額の計算）

第九条の四 法第十二条の四第一項（重加算税）に規定する隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて修正申告又は更正があつたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税等の納付）の規定により納付すべき税額とする。

2 法第十二条の四第二項に規定する隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額のうち当該事実のみに基づいて法第十二条の三第一項各号（無申告加算税）のいずれかに該当することとなつたものとした場合

あると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事実のみに基づいて修正申告又は更正がされたものとした場合における当該修正申告又は更正に基づき法第九条第一項又は第二項（申告納税方式による関税の納付）の規定により納付すべき税額とする。

における同項各号に規定する申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。

(還付加算金)

第九条の五 (省略)

(外国貿易船の入港届等の記載事項)

第十二条 法第十五条第一項(入港手続)に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 三 (省略)

四 旅客氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している旅客の氏名、国籍、

生年月日、旅券番号、出発地及び最終目的地

五 乗組員氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している乗組員の氏名、国

籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名

2 (省略)

(外国貿易船等の入出港の簡易手続)

第十六条の二 法第十八条第一項(入出港の簡易手続)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外国貿易船で発生した傷病者を緊急に下船させる必要がある場合で、当該

傷病者を下船させた後直ちに出港する場合

二 救じゆつのために寄贈される給与品のみの積卸しをした後直ちに出港する

場合

2 法第十八条第一項ただし書の規定により提出すべき入港届には、第十二条第

一項第一号に定める事項を記載しなければならない。

(還付加算金)

第九条の三 同上

(外国貿易船の入港届等の記載事項)

第十二条 法第十五条第一項(外国貿易船の入港の手続)に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一 三 同上

四 旅客氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している旅客の氏名、国籍、

生年月日、性別、旅券番号、出発地及び最終目的地

五 乗組員氏名表 船舶の名称及び国籍並びに乗船している乗組員の氏名、国

籍、生年月日、性別、乗員手帳の番号及び職名

2 同上

(外国貿易船等の入出港の簡易手続)

第十六条の二 法第十八条第一項ただし書(外国貿易船の入出港の簡易手続)の規定により提出すべき入港届には、第十二条第一項第一号に定める事項を記載しなければならない。

届出は、書面で行なければならない。

2 法第十八条第二項ただし書(外国貿易機の入出港の簡易手続)の規定による

届出は、書面で行なければならない。

3| 第一項の規定は、法第十八条第二項に規定する政令で定める場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「外国貿易船」とあるのは「外国貿易機」と、「下船」とあるのは「降機」と読み替えるものとする。

4| 法第十八条第二項ただし書の規定による届出は、書面で行わなければならない。

(船用品又は機用品の積込みの手続)

第二十一条の二 法第二十三条第一項前段(船用品又は機用品の積込み等)に規定する承認を受けようとする者は、同項に規定する外国貨物である船用品又は機用品を保税地域から引き取る前に、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一～四 (省略)

2 前項の規定は、法第二十三条第二項に規定する承認を受けようとする者について準用する。この場合において、前項中「保税地域から引き取る前に」とあるのは、「積み込む前に」と読み替えるものとする。

3 (省略)

(一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等)

第二十一条の三 法第二十三条第一項後段(船用品又は機用品の積込み等)に規定する承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

一 積み込むことを予定している船用品又は機用品の記号、番号、品名並びに数量及び価格

二 当該船用品又は機用品を積み込むとする船舶及び航空機の所有者又は管理者の氏名又は名称、国籍及び種類

三 当該船用品又は機用品の積込みの期間、方法及び場所

(船用品又は機用品の積込みの手続)

第二十一条の二 法第二十三条第一項(外国貨物である船用品又は機用品の積込み)に規定する承認を受けようとする者は、同項に規定する外国貨物である船用品又は機用品を保税地域から引き取る前に、次に掲げる事項を記載した申告書を税関(税関が設置されていない場所においては税関職員。以下第二十一条の五までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

一～四 同上

2 前項の規定は、法第二十三条第二項(内国貨物である船用品又は機用品の積込み)に規定する承認を受けようとする者について準用する。この場合において、前項中「保税地域から引き取る前に」とあるのは、「積み込む前に」と読み替えるものとする。

3 同上

2| 法第二十三条第一項後段に規定する政令で定める船用品は積み込もうとする船舶において使用する燃料とし、同項後段に規定する機用品は積み込もうとする航空機において使用する機用品とする。

3| 法第二十三条第一項後段に規定する政令で定める期間は、一年とする。

(積込みの期間の延長の手続)

第二十一条の四 法第二十三条第四項後段(船用品又は機用品の積み込み等)の規定の適用を受けようとする者は、第二十一条の二第一項各号に掲げる事項のほか、積み込みの承認をした税関長、積み込みの承認の年月日、保税地域からの引取りの年月日並びに当該積み込みについて延長を必要とする期間及び理由を記載した申請書を当該積み込みの承認をした税関長又は当該貨物のある場所を所轄する税関長に提出しなければならない。

(積み込みの事実を証する書類等)

第二十一条の五 法第二十三条第五項本文(船用品又は機用品の積み込み等)に規定する書類は、船舶又は航空機に積み込まれた船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びにその積み込みの年月日を記載した書類で当該船用品又は機用品が積み込まれた船舶又は航空機の船長若しくは機長又はこれらに代わる者(これらの者が当該積み込みの承認を受けた者である場合においては、税関職員)の発給したものとする。

2| 法第二十三条第五項ただし書の期間の指定は、同条第一項後段の承認に係る期間を一月ごとに区分して行うものとする。

(船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の手続)

第二十一条の六 法第二十三条第一項(船用品又は機用品の積み込み等)に規定する承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品を同条第四項の規定に

(積込みの期間の延長の手続)

第二十一条の三 法第二十三条第四項後段(積み込みの期間の延長)の規定の適用を受けようとする者は、前条第一項各号に掲げる事項のほか、積み込みの承認をした税関、積み込みの承認の年月日、保税地域からの引取りの年月日並びに当該積み込みについて延長を必要とする期間及び理由を記載した申請書を当該積み込みの承認をした税関又は当該貨物のある場所を所轄する税関に提出しなければならない。

(積み込みの事実を証する書類等)

第二十一条の四 法第二十三条第五項(積み込みの事実の証明)に規定する書類は、船舶又は航空機に積み込まれた船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びにその積み込みの年月日を記載した書類で当該船用品又は機用品が積み込まれた船舶又は航空機の船長若しくは機長又はこれらに代わる者(これらの者が当該積み込みの承認を受けた者である場合においては、税関職員)の発給したものとし、同項に規定する税関は、当該船用品又は機用品の積み込みの承認をした税関とする。

(船用品又は機用品の戻し入れ、亡失又は滅却の場合の手続)

第二十一条の五 法第二十三条第一項(外国貨物である船用品又は機用品の積み込み)に規定する承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品を同条第

より指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込むことなく、これを保税地域に入れたときは、遅滞なく、当該船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びに保税地域に入れられた年月日を記載した届出書に、当該船用品又は機用品につき同条第一項の承認を受けたことを証する書類及び当該船用品又は機用品を保税地域に入れたことについての税関職員の見解を添付して、これを当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関長に提出しなければならない。

2 法第二十三条第一項に規定する承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品が同条第四項の規定により指定された期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、当該船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びに亡失した年月日、場所及び理由その他当該亡失の事実に関する参考となるべき事項を記載した届出書に、当該船用品又は機用品につき同条第一項の承認を受けたことを証する書類を添付して、これを当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関長に提出しなければならない。

3 法第二十三条第六項ただし書に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに滅却の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関長に提出しなければならない。

(遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告)

第二十一条の七 (省 略)

(保税蔵置場についての規定の準用)

第三十四条の二 第三十八条の規定は、指定保税地域について準用する。

四項(積込みの期間の指定)の規定により指定された期間内に当該承認に係る船舶又は航空機に積み込むことなく、これを保税地域に入れたときは、遅滞なく、当該船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びに保税地域に入れられた年月日を記載した届出書に、当該船用品又は機用品につき同条第一項の承認を受けたことを証する書類及び当該船用品又は機用品を保税地域に入れたことについての税関職員の見解を添付して、これを当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関に提出しなければならない。

2 法第二十三条第一項に規定する承認を受けた者は、当該承認に係る船用品又は機用品が同条第四項の規定により指定された期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、当該船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量並びに亡失した年月日、場所及び理由その他当該亡失の事実に関する参考となるべき事項を記載した届出書に、当該船用品又は機用品につき同条第一項の承認を受けたことを証する書類を添付して、これを当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関に提出しなければならない。

3 法第二十三条第六項ただし書(関税を徴収されない場合)に規定する承認を受けようとする者は、その承認を受けようとする船用品又は機用品の記号、番号、品名及び数量、その置かれている場所並びに滅却の日時、方法及び理由を記載した申請書を当該船用品又は機用品の積込みの承認をした税関の税関長に提出しなければならない。

(遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告)

第二十一条の六 同 上

(保税蔵置場についての規定の準用)

第三十四条の二 第三十八条の規定は、第三十条の二に規定する者の所有に係る指定保税地域について準用する。

(帳簿の記載事項等)

第八十三条 (省略)

2| 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物を除く。)を業として輸出する者(第八項及び第九項において「輸出者」という。)について準用する。この場合において、前項中「第十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは「第九十四条第二項(帳簿の備付け等)」において準用する同条第一項」と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「輸出許可貨物」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と読み替えるものとする。

3| 第六十一条第一項の規定は、法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸入申告に係る貨物の」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の契約書、」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類及び」と読み替えるものとする。

4| 法第九十四条第二項において準用する同条第一項に規定する政令で定める書類は、仕入書及び輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した書類とする。

5| 第一項(第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が第三項若しくは前項の書類又は輸入若しくは輸出の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の第一項の帳簿への記載を省略することができる。

6| 輸入者は、第一項の帳簿及び第三項の書類(前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項において同じ。)を整理し、第一項の帳簿にあつては輸入許可貨物の輸入の許可の日の翌日(以下この項及び次項において「起算日」という。)(から七年間、第三項の書類にあつては起算日から五年間(前項の規定により第一項の帳簿への記載を

(帳簿の記載事項等)

第八十三条 同 上

2| 第六十一条第一項の規定は、法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸入申告に係る貨物の」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の契約書、」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類及び」と読み替えるものとする。

3| 第一項の帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が前項の書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の第一項の帳簿への記載を省略することができる。

4| 輸入者は、第一項の帳簿及び第二項の書類(前項の規定により第一項の帳簿への記載を省略した場合における輸入の許可書を含む。以下この項において同じ。)を整理し、第一項の帳簿にあつては輸入許可貨物の輸入の許可の日の翌日(以下この項及び次項において「起算日」という。)(から七年間、第二項の書類にあつては起算日から五年間(前項の規定により第一項の帳簿への記載を

省略した場合には、七年間）、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸入者の住所地に保存しなければならない。

7) (省略)

8) 輸出者は、第二項において準用する第一項の帳簿（以下この項において単に「帳簿」という。）及び第四項の書類（第五項の規定により帳簿への記載を省略した場合における輸出の許可書を含む。）を整理し、輸出許可貨物の輸出の許可の日の翌日から五年間、輸出者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸出許可貨物の輸出取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸出者の住所地に保存しなければならない。

9) 法第九十四条第三項の規定において輸入者又は輸出者について電子帳簿保存法の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(省略)	読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		所轄税務署長等	所轄税関長
第四条第二項及び第三項、第五条、第六条第一項から第四項まで及び第六項、第七条第一項及び第二項並びに第八条			

省略した場合には、七年間）、輸入者の本店若しくは主たる事務所若しくは当該輸入許可貨物の輸入取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地又は輸入者の住所地に保存しなければならない。

5) 同上

6) 法第九十四条第二項（電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用）の規定において輸入者について電子計算機を使用して作成する国税関係書類の保存方法等の特例に関する法律（以下この項において「電子帳簿保存法」という。）の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

同上	読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		所轄税務署長等	所轄税関長
第四条第二項、第五条、第六条第一項から第四項まで及び第六項、第七条第一項及び第二項並びに第八条			

(省略)	第四条第三項、第五 条第二項、第六条第 二項及び第五項第二 号並びに第九条	国税関係書類	関税関係書類
	第五条第三項	国税関係帳簿書類に	関税関係帳簿書類に
(省略)	第七条第一項	国税関係帳簿書類)	関税関係帳簿書類)
		(省略)	(省略)
(省略)			

(税関事務管理人を定めることを要しない手続)

第八十五条 法第九十五条第四項(税関事務管理人)に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 (省略)

二 関税暫定措置法第十条の四第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に

同上	第五条第二項、第六 条第二項及び第五項 第一号並びに第九条	国税関係書類	関税関係書類
	第五条第三項	承認済国税関係帳簿書類 に	承認済関税関係帳簿書類 に
同上	同上		
同上	第九条	国税関係帳簿書類を	関税関係帳簿書類を
同上			

(税関事務管理人を定めることを要しない手続)

第八十五条 法第九十五条第四項(税関事務管理人を定めることを要しない手続)に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 同上

係る関税の免除)の規定に基づく手続

三 (省 略)

(臨時開庁手数料の軽減の手続等)

第八十七条の二 法第百一条第五項(手数料の軽減又は免除)の規定による届出(以下この条において「区域の届出」という。)は、次に掲げる事項を記載した届出書を税関長に提出することにより行うものとする。この場合においては、同項第一号に規定する財務大臣の定める場合に該当する旨を記載した書面を添付しなければならない。

一 当該区域の届出に係る区域(以下この条において「届出区域」という。)の名称及び所在地

二 届出区域に所在する港湾施設、空港施設その他の貨物の流通のための施設であつて主要なものの名称及び所在地

三 届出区域が次項第一号に該当する場合にあつては、同号に規定するいずれかの年及びその年における法第九十八条第一項(臨時開庁)の承認(以下この条において「臨時開庁承認」という。)の回数

四 届出区域が次項第一号に該当する場合にあつては、同号に規定するいずれかの年及びその年において見込まれる臨時開庁承認の回数

五 その他参考となるべき事項

2 法第百一条第五項第一号に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数(当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数。次号において同じ。)が、区域の届出の日の属する年又はその年の前年までの過去三年間における各年のいずれかの年において三百六十五回以上ある場合

二 届出区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数が、当該

二 同上

届出区域が法第百一条第五項第二号に規定する財務大臣の定める場合に該当することその他の事情を勘案して、区域の届出の日の属する年又はその年の翌年以後五年間における各年のいずれかの年において三百六十五回以上あることが見込まれる場合

3| 税関長は、第一項の届出書を受理したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならぬ。

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項(納期限の延長)の規定及び特例申告に係る指定貨物についての法第二章(関税の確定、納付、徴収及び還付)の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限(次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。)(当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第二項(申告の特例)(承認及び指定に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。)(第七条の六(指定の申請)、第七条の七(指定の取消し等)、第七条の十(申告の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出)及び第七条の十二(承認の取消し)の規定、法第三十七条第一項及び第二項(指定保税地域の指定又は取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。)(法第三十八条(指定保税地域の処分等)の規定、法第四十一条の二(外国貨物の搬入停止等)の規定、法第四十二条(保税蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効)(法第六十二条(保税蔵置場についての規定の準用)、第六十二条の七(保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用)及

(税関長の権限の委任)

第九十二条 法及び定率法その他の関税に関する法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定める税関官署の長に委任されるものとする。ただし、法第九条の二第二項(包括の納期限の延長)の規定及び特例申告に係る指定貨物についての法第二章(関税の確定、納付、徴収及び還付)の規定に基づく税関長の権限については、税関長が自ら行うことを妨げない。

一 次に掲げる規定に基づく権限以外の権限(次号の規定により同号に掲げる税関官署の長に委任されるものを除く。)(当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関支署

イ 法第七条の二第二項(申告の特例)(承認及び指定に関する部分に限る。次号イにおいて同じ。)(第七条の六(指定の申請)、第七条の七(指定の取消し等)、第七条の十(申告の特例の適用をやる旨の届出)及び第七条の十二(承認の取消し)の規定、法第三十七条第一項及び第二項(指定保税地域の指定及び取消し)の規定(同条第五項の規定により財務大臣の権限が税関長に委任された場合に限る。)(法第三十八条(指定保税地域の処分等)の規定、法第四十二条(保税蔵置場の許可)の規定、法第四十七条(許可の失効の公告等)(法第六十二条(保税工場)、第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)(の規定、法第四十八条(許可の取消し等)(法第六

び第六十二条の十五（保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条（許可の取消し等）（法第六十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）の規定、法第五十六条（保税工場の許可）及び第六十一条の二第一項（指定保税工場の簡易手続）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定並びに法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定

ロ及びハ（省略）

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）（法第七条の二第一項（申告の特例）、第七条の六（指定の申請）、第七条の七（指定の取消し等）、第七条の十及び第七条の十二（承認の取消し）を除く。）、法第五章（運送）及び第六章（通関）の規定

ロ 法第四十三条の三（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（法第六十二条において準用する場合を含む。）、の規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を法第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、の規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定、法第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の規定並びに法第九十八条（臨時開庁の承認）の規定

十二条及び第六十二条の七において準用する場合を含む。）の規定、法第四十八条の二（許可の承継）（法第七条の十三（許可の承継についての規定の準用）、第六十二条、第六十二条の七及び第六十二条の十五において準用する場合を含む。）、の規定、法第五十六条（保税工場の許可）及び第六十一条の二第一項（指定保税工場の指定）の規定、法第六十二条の二（保税展示場の許可）の規定並びに法第六十二条の八（総合保税地域の許可）及び第六十二条の十四（許可の取消し等）の規定

ロ及びハ 同上

二 次に掲げる規定に基づく権限 当該権限に係る処分の対象となる事項を税関長が定めるところに従つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並びに税関長が指定する税関監視署及び税関支署監視署

イ 法第二章（関税の確定、納付、徴収及び還付）（法第七条の二第一項（申告の特例）、第七条の六（指定の申請）、第七条の七（指定の取消し等）、第七条の十（申告の特例の適用をやめる旨の届出）及び第七条の十二（承認の取消し）を除く。）、法第五章（運送）及び第六章（通関）の規定

ロ 法第四十三条の三（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（法第六十二条（保税工場）において準用する場合を含む。）、の規定、法第六十二条の三（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定、法第六十二条の四（販売用貨物等の蔵置場所の制限等）及び第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）（これらの規定を法第六十二条の十五（総合保税地域）において準用する場合を含む。）、の規定、法第六十二条の六（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）の規定、法第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認）の規定並びに法第九十八条（臨時開庁の承認）の規定

八 同上

2 (省略)

3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書 及び附属書 に掲げる種(同条約第十五条3 及び第二十三条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第一条(b)に規定する標本をいう。)に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づき税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。

一 (省略)

二 法第四十三条の三(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(法第六十

二条において準用する場合を含む。)の規定及び法第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の規定

三 (省略)

4 (省略)

別表第一(第一条関係)

都 道 府 県	(省略) 福 井 福 井 福 井 (省略)	港 名	(省略) 敦 賀 福 井 (省略) (省略)
---------	-----------------------------------	-----	------------------------------------

八 同上

2 同上

3 前二項の規定にかかわらず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書I、附属書 及び附属書 に掲げる種(同条約第十五条3 及び第二十三条2の規定により日本国が留保を付しているものを除く。)の標本(同条約第一条(b)に規定する標本をいう。)に該当する貨物に係る次に掲げる規定に基づき税関長の権限については、財務大臣が指定する税関官署の長を除き、委任されないものとする。

一 同上

二 法第四十三条の三(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認)(法第六十

二条(保税工場)において準用する場合を含む。)の規定及び法第六十二条の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の規定

三 同上

4 同上

別表第一(第一条関係)

都 道 府 県	同上 福 井 同上 山 口 同上	港 名	同上 敦 賀 同上 山 口 同上
---------	------------------------------	-----	------------------------------

改 正 案	現 行
<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）（第二条關係）</p> <p>（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額）</p> <p>第五十四条の十五 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）の規定による関稅の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関稅の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（<u>関稅法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。</u>）の額を除く。）とする。</p> <p>（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の手続等についての規定の準用）</p> <p>第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の三第二項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関稅の全額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（<u>関稅法第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課されるものに限る。</u>）の額を除く。）」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関稅の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を經由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。</p>	<p>関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）（第二条關係）</p> <p>（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の額）</p> <p>第五十四条の十五 法第十九条の三第一項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）の規定による関稅の払戻しの額は、同項の規定に該当する輸出をした貨物について納付した関稅の全額（延滞税及び過少申告加算税の額を除く。）とする。</p> <p>（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税の手続等についての規定の準用）</p> <p>第五十四条の十七 第五十四条の十三及び前二条の規定は、法第十九条の三第二項（輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五十四条の十五中「同項」とあるのは「法第十九条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付した関稅の全額（延滞税及び過少申告加算税の額を除く。）」とあるのは「その納付すべき期限が延長された関稅の全額」と、前条中「第五十四条の十三第三項」とあるのは「次条において準用する第五十四条の十三第三項」と、「これを」とあるのは「その延長された期限内に、これを」と、「税関長に」とあるのは「税関長に（当該輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の輸入地を所轄する税関長とが異なるときは、当該輸出申告をした税関の税関長を經由して当該輸入地を所轄する税関長に）」と読み替えるものとする。</p>

(認定手続)

第六十一条の三 税関長は、法第二十一条第四項(輸入禁制品)の規定による認定手続においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十一条の九の二第一項第一号及び第二項並びに第六十一条の十一の二において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者(以下この条において「権利者」という。)及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。)に対し、当該疑義貨物が法第二十一条第九号に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他同項の認定手続において使用する証拠を法第二十一条第八項の認定の基礎とする場合は、当該認定手続に係る権利者又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第二十一条第四項及び第五項の規定による権利者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一～四 (省略)

五 疑義貨物が法第二十一条第九号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

六及び七 (省略)

4 法第二十一条第四項及び第五項の規定による輸入者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一及び二 (省略)

三 疑義貨物が法第二十一条第九号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

四 疑義貨物が法第二十一条第九号に掲げる貨物に該当すると認定したときは、同条第二項の規定により当該疑義貨物を没収して廃棄することがあ

(認定手続)

第六十一条の三 税関長は、法第二十一条第四項(認定手続)の規定による認定手続においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条において「疑義貨物」という。)に係る特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者又は育成者権者(以下この条において「権利者」という。)及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。)に対し、当該疑義貨物が法第二十一条第五号(特許権等侵害物品)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

2 税関長は、前項の規定により提出された証拠その他同項の認定手続において使用する証拠を法第二十一条第八項(認定結果の通知)の認定の基礎とする場合は、当該認定手続に係る権利者又は輸入者に対し、当該証拠について意見を述べる機会を与えなければならない。

3 法第二十一条第四項及び第五項(権利者等の氏名等の通知)の規定による権利者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一～四 同上

五 疑義貨物が法第二十一条第五号に掲げる貨物に該当することについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

六及び七 同上

4 法第二十一条第四項及び第五項の規定による輸入者への通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

一及び二 同上

三 疑義貨物が法第二十一条第五号に掲げる貨物に該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる旨並びにその期限

四 疑義貨物が法第二十一条第五号に掲げる貨物に該当すると認定したときは、同条第二項(輸入禁制品の没収等)の規定により当該疑義貨物を没

る旨

五 法第二十一条の二第二項の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（関税法第三十六条第二項（保税地域についての規定の準用等）、第四十条第一項（指定保税地域における貨物の取扱い）（同法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）及び第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は第三号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六（省 略）

5 法第二十一条第六項の規定による通知は、書面でしなければならない。

（見本の検査をすることの承認の申請手続等）

第六十一条の九の二 法第二十一条の三の二第二項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、第六十一条の三第三項の通知に係る書面の写しを添えて、税関長に提出しなければならない。

一 当該見本に係る疑義貨物について、第六十一条の三第一項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由

二 当該見本の数量

三 当該見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法

四 当該見本の検査をする前又は検査をした後において前号に規定する場所と異なる場所に当該見本を保管する場合には、その場所及び当該保管の方法

五 当該見本を運送する場合には、当該運送の方法

六 その他参考となるべき事項

収して廃棄することがある旨

五 法第二十一条の二第二項の規定による申立てを受理した場合の当該申立てに係る認定手続を執るときにあつては、当該申立てをした者又は輸入者（関税法第三十六条第二項（保税地域についての規定の準用等）、第四十条第一項（指定保税地域における貨物の取扱い）（同法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する場合を含む。）、第六十二条の二第三項（保税展示場の許可）及び第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定により疑義貨物について内容の点検を行うことができる場合における輸入者を除く。）は第二号の期限内に申請することにより疑義貨物を点検することができる旨

六 同 上

5 法第二十一条第六項（生産者の氏名等の通知）の規定による通知は、書面で行わなければならない。

2| 税関長は、法第二十一条の三の二第一項の申請があつた場合において、同項後段の規定により当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする者（以下この条において「輸入者」という。）に当該申請があつたことを通知するときは、併せて、当該輸入者が当該申請について税関長に意見を述べることができる旨を通知するものとする。

3| 税関長は、法第二十一条の三の二第一項の申請があつた場合において、その申請につき承認しないこととしたときは、申請者及び輸入者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

4| 税関長は、輸入者に対し、法第二十一条の三の二第三項の規定による通知をする場合には、同項に規定する見本の検査をすることを承認する旨並びに当該見本の検査がされる場所及び日時を書面により通知しなければならない。

5| 法第二十一条の三の二第四項の規定により同項の申請者が負担すべき費用は、当該見本の運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いに要する費用（見本を返還するために要する費用を含む。）とする。

（税関長の命令により供託した場合の手續等についての規定の準用）

第六十一条の九の三 第六十一条の六及び第六十一条の七の規定は法第二十一条の三の二第一項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者で同条第五項において準用する法第二十一条の三第一項（申立てに係る供託等）の規定により金銭を供託すべき旨を命じられたものについて、第六十一条の八の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第六項に規定する権利の実行の手續について、第六十一条の九第一項の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第四号の承認を受けようとする者について、第六十一条の九第二項の規定は法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第八項第五号の承認を受けようとする者について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表

の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十一条の六第一項並びに第六十一条の七第一項、第二項及び第四項	申立人	申請者
第六十一条の六第一項	法第二十一条の三第三項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第三項
第六十一条の七第一項及び第二項	法第二十一条の三第五項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第五項
第六十一条の七第一項第一号及び第四項	法第二十一条の三第一項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第一項
第六十一条の九第一項	同条第五項	法第二十一条の三の二第五項において準用する法第二十一条の三第五項

(見本の検査への立会申請手続)

第六十一条の九の四 法第二十一条の三の二第六項（申請者による疑義貨物に係る見本の検査）の規定による申請をしようとする者は、第六十一条の九の二第四項の規定により通知された当該見本の検査がされる日前に、その旨並びに立会人の氏名及び住所その他参考となるべき事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。この場合において、当該書面の提出を受けた税関長は、法第二十一条の三の二第二項の申請をした者に対し、当該立会人の氏名その他参考となるべき事項を通知するものとする。

（農林水産大臣に対する意見の求めの手續）

第六十一条の十一の二 税関長は、法第二十一条の四の二第一項（育成者権を侵害する物品に該当するか否かについての認定手續における農林水産大臣に対する意見の求め）の規定により農林水産大臣に対し意見を求めるときは、その旨及び理由を記載した書面に、当該意見の求めに係る疑義貨物についての資料その他の農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

改正案

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

（石油化学製品及び還付率の指定等）

第十九条 法第六条第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等（同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）の分解炉で熱分解用に供される揮発油又は重油	一キロリットルにつき 五十八円
脂	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供される灯油	一キロリットルにつき 百六十二円
	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供される軽油	一キロリットルにつき 百七十円

現行

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）

（石油化学製品及び還付率の指定等）

第十九条 法第六条第一項に規定するエチレンその他の政令で定める石油化学製品は、次の表の上欄に掲げる物品とし、同項に規定する政令で定める率は、同表の上欄の各号に掲げる石油化学製品の原料として使用された同表の中欄の当該各号に掲げる揮発油等（同項に規定する揮発油等をいう。以下同じ。）について、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

石油化学製品	揮発油等	還付率
一 エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂	オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。以下この号において同じ。）の分解炉で熱分解用に供される揮発油又は重油	一キロリットルにつき 五十六円
脂	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供される灯油	一キロリットルにつき 百六十五円
	オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供される軽油	一キロリットルにつき 百七十二円

	<p>二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン</p>	<p>三 ベンゼン、トルエン又はキシレン</p>	<p>四 キシレン</p>	<p>五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフエノール</p>
<p>プロパン又はブタンを主成分とする石油ガスのうち、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供されるもの</p>	<p>接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備（抽出蒸留設備を含む。）に投入されるもの</p>	<p>接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの</p>	<p>接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン吸収塔に投入されるもの</p>
<p>一トンにつき 八十六円</p>	<p>一キロリットルにつき 四十四円</p>	<p>一キロリットルにつき 六十二円</p>	<p>一キロリットルにつき 五十三円</p>	<p>一トンにつき九十四円 に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入された石油ガスが硫酸</p>

	<p>二 ベンゼン、トルエン若しくはキシレン又はこれらの一以上及びノルマルヘキサン</p>	<p>三 ベンゼン、トルエン又はキシレン</p>	<p>四 キシレン</p>	<p>五 第二ブチルアルコール、メチルエチルケトン又はアルキルフエノール</p>
<p>プロパン又はブタンを主成分とする石油ガスのうち、オレフィン製造設備の分解炉で熱分解用に供されるもの</p>	<p>接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、芳香族炭化水素抽出設備（抽出蒸留設備を含む。）に投入されるもの</p>	<p>接触改質設備で改質された改質炭化水素油のうち、水素添加脱アルキル反応設備に投入されるもの</p>	<p>接触改質設備で改質された揮発油又は改質炭化水素油のうち、キシレン分留設備に投入されるもの</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン吸収塔に投入されるもの</p>
<p>一トンにつき 八十三円</p>	<p>一キロリットルにつき 四十二円</p>	<p>一キロリットルにつき 六十円</p>	<p>一キロリットルにつき 五十一円</p>	<p>一トンにつき九十二円 に、中欄に規定するオレフィン吸収塔に投入された石油ガスが硫酸</p>

<p>七 酢酸、ぎ酸、 プロピオン酸、 こはく酸又はア</p>	<p>六 イソブチレン 又はブテンー</p>		
<p>脂肪族カルボン酸製造設備（揮発油を空気により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はプロピオン酸を製造するものに限る。）の酸</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、イソブチレン製造設備のイソブチレン抽出装置に投入されるもの</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの</p>	<p>に吸収される重量割合を乗じて得た金額</p>
<p>一キロリットルにつき 六十七円</p>	<p>一トンにつき 五十六円</p>	<p>一トンにつき九十六円 に、中欄に規定するオレフィン抽出塔に投入された石油ガスがジメチルホルムアミドにより抽出される重量割合を乗じて得た金額</p>	<p>に吸収される重量割合を乗じて得た金額</p>

<p>七 酢酸、ぎ酸、 プロピオン酸、 こはく酸又はア</p>	<p>六 イソブチレン 又はブテンー</p>		
<p>脂肪族カルボン酸製造設備（揮発油を空気により酸化し、主として酢酸、ぎ酸又はプロピオン酸を製造するものに限る。）の酸</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、イソブチレン製造設備のイソブチレン抽出装置に投入されるもの</p>	<p>ブタン及びブチレンを主成分とする石油ガスのうち、アルコール及びケトン製造設備のオレフィン抽出塔に投入されるもの</p>	<p>に吸収される重量割合を乗じて得た金額</p>
<p>一キロリットルにつき 六十五円</p>	<p>一トンにつき 五十四円</p>	<p>一トンにつき九十四円 に、中欄に規定するオレフィン抽出塔に投入された石油ガスがジメチルホルムアミドにより抽出される重量割合を乗じて得た金額</p>	<p>に吸収される重量割合を乗じて得た金額</p>

セトン	八 (省略)	九 直鎖アルキルベンゼン	十 プロピレン	十一 一二 エチルヘキシルアルコ
化反応器に投入される揮発油		灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五以上のものに限る。)	プロパン及びプロピレンを主成分とする石油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入されるもの	水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油
		一キロリットルにつき百八十七円	一トンにつき百円に、中欄に規定するプロピレン分留設備に投入された石油ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額	一キロリットルにつき

セトン	八 同上	九 直鎖アルキルベンゼン	十 プロピレン	十一 一二 エチルヘキシルアルコ
化反応器に投入される揮発油		灯油のうち脱水素反応器又は塩素化反応器に投入されるノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五以上のものに限る。)	プロパン及びプロピレンを主成分とする石油ガスのうち、プロピレン分留設備に投入されるもの	水素及び一酸化炭素を主成分とする混合ガスの製造設備に投入される揮発油
		一キロリットルにつき百九十円	一トンにつき九十七円に、中欄に規定するプロピレン分留設備に投入された石油ガスから分留されたプロピレンの当該石油ガスに対する重量割合を乗じて得た金額	一キロリットルにつき

十二 シクロヘキサ ン、カプロラ クタム又はアン モニア	水素製造設備の分解炉に投入される揮発油	一キロリッ トルにつき 六十六円
十三 高級アルコ ール	灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に 投入されるノルマルパラフィン（直鎖飽和 炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五 以上のものに限る。）	一キロリッ トルにつき 百八十七円

2及び3 (省略)

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸
 入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三
 第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において
 準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置く
 こと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵
 便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定
 による通知とする。）に係る数量として、同法第百二条第一項第一号（統計の
 作成）の統計（以下この条、次条、第四十二条及び第四十三条において「貿易
 統計」といふ。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項

十二 シクロヘキサ ン、カプロラ クタム又はアン モニア	水素製造設備の分解炉に投入される揮発油	一キロリッ トルにつき 六十四円
十三 高級アルコ ール	灯油のうち脱水素反応器又は酸化反応器に 投入されるノルマルパラフィン（直鎖飽和 炭化水素の含有量が全重量の百分の九十五 以上のものに限る。）	一キロリッ トルにつき 百九十円

2及び3 同上

(輸入数量の算出方法)

第三十八条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸
 入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三
 第一項（保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認）（同法第六十二条において
 準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（総合保税地域に外国貨物を置く
 こと等の承認）の承認の申請がされた物品にあつては当該承認の申請とし、郵
 便物にあつては同法第七十六条第三項（郵便物を受け取った旨の通知）の規定
 による通知とする。）に係る数量として、同法第百二条第一項第一号（統計の
 作成）の統計（以下この条、次条、第四十二条及び第四十三条において「貿易
 統計」といふ。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項

及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十七年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 (省略)

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 (省略)

2 6 (省略)

7 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

一 関税率表第三九・一六項、第三九・二二項、第三九二六・三九二六・九号又は第三九二六・九号に掲げる物品

二 関税率表第四一・七項、第四一・一二項、第四一・一三・一四号又は第四一・一三・二一号に掲げる物品

三 関税率表第四二・五項に掲げる物品

四 関税率表第四九・八・九号又は第四九一・九九号に掲げる物品

五 関税率表第五四・一項、第五四・七項又は第五四・八項に掲げる物品

六 関税率表第五五・八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までに掲げる物品

七 関税率表第五六類に掲げる物品

八 関税率表第五八・六項、第五八・七項又は第五八・一四項に掲げる物

及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成十六年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

2 同上

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第四十四条 同上

2 6 同上

品

九 関税率表第五九・三項に掲げる物品

十 関税率表第六・一項又は第六・五項に掲げる物品

十一 関税率表第六三・七・九号に掲げる物品

十二 関税率表第八三・二・三号に掲げる物品

十三 関税率表第八七・八・九九号に掲げる物品

十四 関税率表第九六・七項に掲げる物品

8 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める加工又は組立ては、次に掲げる行為とする。

一 原材料貨物をなめすこと。

二 原材料貨物に染料、油脂、プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し、又は積層すること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。

三 型押し、やすりがけその他の物理的手段により原材料貨物の表面に変更を加えること（製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工を除く。）。

四 原材料貨物から製造したコンポジションレザーを原料又は材料として使用する。

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第四十九条（省略）

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第四十九条 同上

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八二四・一
号、第六九二二・一
号及び第九四四・九
号に掲げる物品であつて、平成十七年三月三十一日までに輸入されるもの

<p>一 (省略)</p> <p>二 別表第一の第二三号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一六号に掲げる物品、別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一四号に掲げる物品(気密容器入りのかつおのもの及びかつお節以外のものに限る。)、別表第一の第八四号に掲げる国を原産地とする関税率表第一六四・一九号に掲げる物品(うなぎのもの及び節類以外のものに限る。)、第一六五・九号の二の(三)に掲げる物品のうち軟体動物のもの(あわび又は帆立貝のもの以外のもので、気密容器入りのも以外のものに限る。)、第二八二四・一〇号に掲げる物品、第六九二・一 号に掲げる物品及び第九四〇四・九〇号に掲げる物品並びに別表第一の第一四 号に掲げる国を原産地とする関税率表第二八三九・一九号に掲げる物品であつて、平成十九年三月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>三 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>	<p>二 同上</p> <p>三 同上</p> <p>3 同上</p>
--	-------------------------------------

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>国稅犯則取締法施行規則（明治三十三年勅令第五十二号）（第四条關係）</p> <p>第一条 国稅犯則取締法ニ於テ間接国稅ト称スル八左ノ国稅トス</p> <p>一 消費稅法（昭和六十三年法律第百八号）第四十七条第二項ニ規定スル課稅貨物ニ課サルル消費稅</p> <p>二 了七（省 略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>国稅犯則取締法施行規則（明治三十三年勅令第五十二号）（第四条關係）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 課稅貨物ニ課サルル消費稅</p> <p>二 了七 同 上</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第五条関係）</p> <p style="text-align: center;">別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">（省 略）</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四五</td> <td> <p>関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第八項の規定により同条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">全地域</td> </tr> </table>	（省 略）		四五	<p>関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第八項の規定により同条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）</p>		全地域
（省 略）							
四五	<p>関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第八項の規定により同条第一項第九号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）</p>						
	全地域						
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第五条関係）</p> <p style="text-align: center;">別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">同上</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四五</td> <td> <p>関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第八項の規定により同条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">全地域</td> </tr> </table>	同上		四五	<p>関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第八項の規定により同条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）</p>		全地域
同上							
四五	<p>関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第八項の規定により同条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）</p>						
	全地域						

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第六条関係）</p> <p>（臨時開庁についての承認手数料）</p> <p>第六条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 税関長は、法第百一条第五項の規定により地方公共団体が届け出た区域に所在する保税地域（法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁承認を受ける者が法第百条第四号の規定により納付すべき手数料については、第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）（第六条関係）</p> <p>（臨時開庁についての承認手数料）</p> <p>第六条 同上</p> <p>2 同上</p>

改 正 案	現 行
<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第七条関係）</p> <p>（船用品又は機用品の積込みの場合の免税の手續）</p> <p>第十一条 法第十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第二十一条の第二項（船用品又は機用品の積込みの手續）又は第二十一条の第三項（一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等）に規定する申告書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p> <p>2 法第十二条第一項又は第二項の承認を受けた者が当該承認に係る積込みを終えたときは、関税法施行令第二十一条の第五項（積込みの事実を証する書類等）に規定する書類で、これを発給した者が、当該積込みをした課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該物品の品名及び数量等を付記したものを、当該承認をした税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 関税法施行令第二十一条の四（積込みの期間の延長の手續）の規定は、法第十二条第一項又は第二項に規定する承認を受けて引き取った課税物品の積込みの期間を延長する場合の手續について、同令第二十一条の六（船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の手續）の規定は、法第十二条第四項ただし書の規定の適用を受けようとする場合の手續について、それぞれ準用する。この場合には、同令第二十一条の四に規定する申請書又は同令第二十一条の六に規定する届出書若しくは申請書に、当該課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p>	<p>輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第七条関係）</p> <p>（船用品又は機用品の積込みの場合の免税の手續）</p> <p>第十一条 法第十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、関税法施行令第二十一条の第二項（船用品又は機用品の積込みの手續）に規定する申告書に、その免除を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p> <p>2 法第十二条第一項又は第二項の承認を受けた者が当該承認に係る積込みを終えたときは、関税法施行令第二十一条の四（積込みの事実を証する書類等）に規定する書類で、これを発給した者が、当該積込みをした課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該物品の品名及び数量等を付記したものを、当該承認をした税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 関税法施行令第二十一条の三（積込みの期間の延長の手續）の規定は、法第十二条第一項又は第二項に規定する承認を受けて引き取った課税物品の積込みの期間を延長する場合の手續について、同令第二十一条の五（船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の手續）の規定は、法第十二条第四項ただし書の規定の適用を受けようとする場合の手續について、それぞれ準用する。この場合には、同令第二十一条の三に規定する申請書又は同令第二十一条の五に規定する届出書若しくは申請書に、当該課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なることに、当該物品の品名及び数量等を付記しなければならない。</p>

(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付額)

第十六条の二 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額とする。

一 法第十四条第一項の規定の適用を受ける課税物品につき課された消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税(国税通則法第六十八条第一項又は第二項(重加算税)の規定によるものに限る。次号、第十九条第二項各号、第二十三条の二及び第二十八条において同じ。))の額を除く。

二 前号に規定する課税物品に係る消費税の課税標準(消費税法第二十八条第三項(課税標準)に規定する課税標準をいう。以下この号において同じ。))から法第十四条第一項各号に掲げる規定により還付される関税額を控除した金額を消費税の課税標準として計算した場合に課されるべき消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。)

2 (省略)

(変質、損傷等の場合の軽減又は還付の額)

第十九条 法第十五条第一項の規定により軽減する内国消費税の額は、第十五条の規定に準じて計算した金額とする。

2 法第十五条第二項の規定により還付する内国消費税額に相当する金額は、次の各号に掲げる課税物品の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 滅失した課税物品 当該物品について納付された内国消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。))の全額に相当する金額

二 変質し、又は損傷した課税物品 当該物品について第十五条の規定に準じて計算した内国消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。))の全額に相当する金額

(相殺関税等が還付される場合の消費税の還付額)

第十六条の二 法第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額とする。

一 法第十四条第一項の規定の適用を受ける課税物品につき課された消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。)

二 前号に規定する課税物品に係る消費税の課税標準(消費税法第二十八条第三項(課税標準)に規定する課税標準をいう。以下この号において同じ。))から法第十四条第一項各号に掲げる規定により還付される関税額を控除した金額を消費税の課税標準として計算した場合に課されるべき消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。)

2 同上

(変質、損傷等の場合の軽減又は還付の額)

第十九条 同上

2 法第十五条第二項の規定により還付する内国消費税額に相当する金額は、次の各号に掲げる課税物品の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 滅失した課税物品 当該物品について納付された内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。))の全額に相当する金額

二 変質し、又は損傷した課税物品 当該物品について第十五条の規定に準じて計算した内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。))の全額に相当する金額

算税の額を除く。)に相当する金額

(変質、損傷等による還付の手続等についての規定の準用)

第十九条の二 第十八条及び前条第二項の規定は、法第十五条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三条の二第二項」とあるのは「第三条の三(変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用)において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第二項中「第三条の二第二項」とあるのは「第三条の三において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第三項中「第三条の二第二項」とあるのは「第三条の三において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第二項第一号中「納付された内国消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重加算税の額を除く。)()とあるのは「その納期限が延長された内国消費税額」と、同項第二号中「内国消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重加算税の額を除く。)()とあるのは「内国消費税額」と読み替えるものとする。

2 第十八条及び前条第二項の規定は、法第十五条第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三条の二第一項」とあるのは「第三条の四(変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用)において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第二項中「第三条の二第一項」とあるのは「第三条の四において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第三項中「第三条の二第二項」とあるのは「第三条の四において準用する同令第三条の二第二項」と、前条第二項第一号中「納付された内国消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重加算税の額を除く。)()とあるのは「課されるべき内国消費税額」と、同項第二号中「内国消費税額(延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び加重加算税の額を除く。)()とあるのは「内国消費税額」と読み替えるものとする。

(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の額)

除く。)に相当する金額

(変質、損傷等による還付の手続等についての規定の準用)

第十九条の二 第十八条及び前条第二項の規定は、法第十五条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三条の二第一項」とあるのは「第三条の三(変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用)において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第二項中「第三条の二第一項」とあるのは「第三条の三において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第三項中「第三条の二第二項」とあるのは「第三条の三において準用する同令第三条の二第二項」と、同条第二項第一号中「納付された内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。)()とあるのは「その納期限が延長された内国消費税額」と、同項第二号中「内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。)()とあるのは「内国消費税額」と読み替えるものとする。

2 第十八条及び前条第二項の規定は、法第十五条第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第十八条第一項中「第三条の二第一項」とあるのは「第三条の四(変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用)において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第二項中「第三条の二第一項」とあるのは「第三条の四において準用する同令第三条の二第一項」と、同条第三項中「第三条の二第二項」とあるのは「第三条の四において準用する同令第三条の二第二項」と、前条第二項第一号中「納付された内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。)()とあるのは「課されるべき内国消費税額」と、同項第二号中「内国消費税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。)()とあるのは「内国消費税額」と読み替えるものとする。

(課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の額)

第二十三条の二 法第十六条第四項の規定により還付する内国消費税額に相当する金額は、内国消費税を納付して輸入された課税物品で同項に規定する輸出物品の原料又は材料として消費し、又は使用したものについて納付した内国消費税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、当該課税物品を原料又は材料として製造した製品の一部が輸出されなるときは、当該製品中に含まれることとなった部分に應ずる額とする。）に相当する金額とする。

（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用）

第二十三条の三 第二十三条及び前条の規定は、法第十六条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第五十四条の八」とあるのは、「第五十四条の十（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の八」と、「第五十四条の九」とあるのは、「同令第五十四条の九」と、前条中「内国消費税を納付して輸入された課税物品で同項」とあるのは、「その内国消費税の納期限が延長された課税物品で法第十六条第五項の規定を適用する場合における同条第四項」と、「納付した内国消費税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、」とあるのは、「その納期限が延長された内国消費税額（」と読み替えるものとする。

2 第二十三条及び前条の規定は、法第十六条第六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第五十四条の八」とあるのは、「第五十四条の十一（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の八」と、「第五十四条の九」とあるのは、「同令第五十四条の九」と、前条中「内国消費税を納付して輸入された課税物品で同項」とあるのは、「輸入された課税物品で法第十六条第六項」と、「納付した内国消費税額（延滞税、過少申

第二十三条の二 法第十六条第四項の規定により還付する内国消費税額に相当する金額は、内国消費税を納付して輸入された課税物品で同項に規定する輸出物品の原料又は材料として消費し、又は使用したものについて納付した内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該課税物品を原料又は材料として製造した製品の一部が輸出されなるときは、当該製品中に含まれることとなった部分に應ずる額とする。）に相当する金額とする。

（課税済原材料による製品を輸出した場合の還付の手続等についての規定の準用）

第二十三条の三 第二十三条及び前条の規定は、法第十六条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第五十四条の八」とあるのは、「第五十四条の十（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の八」と、「第五十四条の九」とあるのは、「同令第五十四条の九」と、前条中「内国消費税を納付して輸入された課税物品で同項」とあるのは、「その内国消費税の納期限が延長された課税物品で法第十六条第五項の規定を適用する場合における同条第四項」と、「納付した内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、」とあるのは、「その納期限が延長された内国消費税額（」と読み替えるものとする。

2 第二十三条及び前条の規定は、法第十六条第六項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「第五十四条の八」とあるのは、「第五十四条の十一（承認を受けて保税工場等に入れた課税原料品に係る戻し税の手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の八」と、「第五十四条の九」とあるのは、「同令第五十四条の九」と、前条中「内国消費税を納付して輸入された課税物品で同項」とあるのは、「輸入された課税物品で法第十六条第六項」と、「納付した内国消費税額（延滞税、過少申

「加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除くものとし、」とあるのは「課されるべき内国消費税額（）」と読み替えるものとする。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の額）

第二十六条の六 法第十六条の三第一項の規定により還付する内国消費税額に相当する金額は、同項に規定する輸出をした課税物品について納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（国税通則法第六十八条第一項（重加算税）の規定によるものに限る。）の額を除く。）に相当する金額とする。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等についての規定の準用）
第二十六条の八 第二十六条の四及び前二条の規定は、法第十六条の三第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十六条の四中「第五十四条の十三第一項」とあるのは、「第五十四条の十七（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）」において準用する同令第五十四条の十三第一項」と、第二十六条の六中「同項」とあるのは「法第十六条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び重加算税（国税通則法第六十八条第一項（重加算税）の規定によるものに限る。）の額を除く。）」とあるのは、「その納期限が延長された内国消費税額」と、前条第一項中「第五十四条の十六」とあるのは、「第五十四条の十七（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）」において準用する同令第五十四条の十六」と読み替えるものとする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の額）

第二十八条 法第十七条第一項又は第二項の規定により還付する内国消費税額に相当する金額は、同条第一項の規定に該当する輸出をした課税物品又は同条第

「加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、」とあるのは「課されるべき内国消費税額（）」と読み替えるものとする。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の額）

第二十六条の六 法第十六条の三第一項の規定により還付する内国消費税額に相当する金額は、同項に規定する輸出をした課税物品について納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税及び過少申告加算税の額を除く。）に相当する金額とする。

（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等についての規定の準用）
第二十六条の八 第二十六条の四及び前二条の規定は、法第十六条の三第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十六条の四中「第五十四条の十三第一項」とあるのは、「第五十四条の十七（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）」において準用する同令第五十四条の十三第一項」と、第二十六条の六中「同項」とあるのは「法第十六条の三第二項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税及び過少申告加算税の額を除く。）」とあるのは、「その納期限が延長された内国消費税額」と、前条第一項中「第五十四条の十六」とあるのは、「第五十四条の十七（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）」において準用する同令第五十四条の十六」と読み替えるものとする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の額）

第二十八条 法第十七条第一項又は第二項の規定により還付する内国消費税額に相当する金額は、同条第一項の規定に該当する輸出をした課税物品又は同条第

二項に規定する承認を受けて廃棄した課税物品について納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）に相当する金額とする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の手續等についての規定の準用）

第二十八条の三 第二十七条及び第二十八条の規定は、法第十七条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第一項中、「第五十六条第一項」とあるのは、「第五十六条の三（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手續等についての規定の準用）」において準用する同令第五十六条第一項」と、同条第二項中、「第五十六条第二項」とあるのは、「第五十六条の三」において準用する同令第五十六条第二項」と、第二十八条中、「同条第一項」とあるのは、「法第十七条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは、「同条第三項の規定を適用する場合における同条第二項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）」とあるのは、「その納期限が延長された内国消費税額」と読み替えるものとする。

2 第二十七条第一項及び第三項並びに第二十八条の規定は、法第十七条第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第一項中、「第五十六条第一項」とあるのは、「第五十六条の四（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手續等についての規定の準用）」において準用する同令第五十六条第一項」と、第二十八条中、「同条第一項」とあるのは、「法第十七条第四項」と、「又は同条第二項に規定する承認を受けて廃棄した課税物品について納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）」とあるのは、「について課されるべき内国消費税額」と読み替えるものとする。

3 第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定は、法第十七条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第二

二項に規定する承認を受けて廃棄した課税物品について納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）に相当する金額とする。

（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の還付の手續等についての規定の準用）

第二十八条の三 第二十七条及び第二十八条の規定は、法第十七条第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第一項中、「第五十六条第一項」とあるのは、「第五十六条の三（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手續等についての規定の準用）」において準用する同令第五十六条第一項」と、同条第二項中、「第五十六条第二項」とあるのは、「第五十六条の三」において準用する同令第五十六条第二項」と、第二十八条中、「同条第一項」とあるのは、「法第十七条第三項の規定を適用する場合における同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは、「同条第三項の規定を適用する場合における同条第二項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）」とあるのは、「その納期限が延長された内国消費税額」と読み替えるものとする。

2 第二十七条第一項及び第三項並びに第二十八条の規定は、法第十七条第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第一項中、「第五十六条第一項」とあるのは、「第五十六条の四（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手續等についての規定の準用）」において準用する同令第五十六条第一項」と、第二十八条中、「同条第一項」とあるのは、「法第十七条第四項」と、「又は同条第二項に規定する承認を受けて廃棄した課税物品について納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）」とあるのは、「課されるべき内国消費税額」と読み替えるものとする。

3 第二十七条第二項及び第三項並びに第二十八条の規定は、法第十七条第五項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第二十七条第二

項中「第五十六条第二項又は第三項」とあるのは「第五十六条の四（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等）についての規定の準用）において準用する同令第五十六条第二項又は第三項」と、第二十八条中「同条第一項の規定に該当する輸出をした課税物品又は同条第二項」とあるのは「法第十七条第五項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）」とあるのは「課されるべき内国消費税額」と読み替えるものとする。

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算）

第二十九条の二 法第十九条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十七条（正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算）の規定の適用については、同条中「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）」とあるのは、「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取り）」とする。

2 法第十九条第三項の規定の適用がある場合における国税通則法施行令第二十八条（重加算税を課さない部分の税額の計算）の規定の適用については、同条第一項中「法第三十五条第一項（修正申告等による納付）」とあるのは「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取り）」と、同条第二項中「法第十八条第二項（期限後申告）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は決定若しくは更正」とあるのは「決定又は更正」と、「申告又は決定若しくは更正」とあるのは「決定又は更正」とする。

項中「第五十六条第二項又は第三項」とあるのは「第五十六条の四（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の払戻しの手続等）についての規定の準用）において準用する同令第五十六条第二項又は第三項」と、第二十八条中「同条第一項の規定に該当する輸出をした課税物品又は同条第二項」とあるのは「法第十七条第五項」と、「納付された、又は納付されるべき内国消費税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く。）」とあるのは「課されるべき内国消費税額」と読み替えるものとする。

（正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算）

第二十九条の二 法第十九条の規定の適用がある場合における国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第二十七条（正当な理由があると認められる事実に基づく税額の計算）の規定の適用については、同条中「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）」とあるのは、「法第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項（引取り前における修正申告等の特例）若しくは第九条第一項（輸入の許可前における引取りに係る納付）」とする。

改 正 案

関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令（昭和三十年政令第
二百三十七号）（第八條關係）

別表（第一條、第二條關係）

地域	国名
アジア	ブータン ベトナム ラオス
(省略)	

現 行

関稅定率法第五條の規定による便益關稅の適用に関する政令（昭和三十年政令第
二百三十七号）（第八條關係）

別表（第一條、第二條關係）

地域	国名
アジア	カンボジア ブータン ベトナム ラオス
同上	

改正案

現行

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第九条関係）

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第九条関係）

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
四一・	ミルク及びクリーム（濃縮 若しくは乾燥をし又は砂糖 その他の甘味料を加えたも のを除く。）、バターミル ク、凝固したミルク及びク リーム、ヨーグルト、ケフ リアその他発酵させ又は酸 性化したミルク及びクリー ム（濃縮若しくは乾燥をし てあるかないか又は砂糖そ の他の甘味料、香料、果 実、ナット若しくはココア を加えてあるかないかを問 わない。）、ミルクの天然 の組成分から成る物品、関 税率法別表（以下「関税 税率表」という。）第 四・ 一 項から第 四・ 四 項 までの物品の調製食料品）	平成一七年四月一 日から平成一八年 三月三十一日まで	一三三、九四 トン（全乳 換算数量とし 、当該物品の 全重量のうち に占める乳脂 肪分の割合に 一五・一二を 乗じて得た数 に当該物品の 全重量のうち に占める無脂 乳固形分の割 合に六・五九 を乗じて得た 数を加えて得 た数を当該物 品の全重量に 乗じて得た数

暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
四一・	ミルク及びクリーム（濃縮 若しくは乾燥をし又は砂糖 その他の甘味料を加えたも のを除く。）、バターミル ク、凝固したミルク及びク リーム、ヨーグルト、ケフ リアその他発酵させ又は酸 性化したミルク及びクリー ム（濃縮若しくは乾燥をし てあるかないか又は砂糖そ の他の甘味料、香料、果 実、ナット若しくはココア を加えてあるかないかを問 わない。）、ミルクの天然 の組成分から成る物品、関 税率法別表（以下「関税 税率表」という。）第 四・ 一 項から第 四・ 四 項 までの物品の調製食料品）	平成一六年四月一 日から平成一七年 三月三十一日まで	一三三、九四 トン（全乳 換算数量とし 、当該物品の 全重量のうち に占める乳脂 肪分の割合に 一五・一二を 乗じて得た数 に当該物品の 全重量のうち に占める無脂 乳固形分の割 合に六・五九 を乗じて得た 数を加えて得 た数を当該物 品の全重量に 乗じて得た数

四二・	二九 四二・	二二 四二・	一 四二・	四二・	二 一九一・ 九 二二一・ 二二一・ 二二一・ 二二六・ 一 二二六・ 九	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもとした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三%を超え七%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七四、九七三 トン	量とする。）
四二・	粉状、粒状その他の固形状	等給食用のもの以外のもの	（のうち学校	ものに限る。）	平成一七年四月一日	七、二六四ト			

四二・	二九 四二・	二二 四二・	一 四二・	四二・	二 一九一・ 九 二二一・ 二二一・ 二二一・ 二二六・ 一 二二六・ 九	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもとした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三%を超え七%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三%以上のものに限る。）	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七四、九七三 トン	量とする。）
四二・	粉状、粒状その他の固形状	等給食用のもの以外のもの	（のうち学校	ものに限る。）	平成一六年四月一日	七、二六四ト			

四 四・	一 四四・	九	四 四・	一 四二・	二 四二・	一 四二・
無機質を濃縮したホエイ	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもの、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの
平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで
一四、 トン	四五、 トン	二五、 トン	二五、 トン	一、五 トン	一、五 トン	一、五 トン
五八一トン						

四 四・	一 四四・	九	四 四・	一 四二・	二 四二・	一 四二・
無機質を濃縮したホエイ	ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するもの	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもの、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）	のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの	のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの
平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで
一四、 トン	四五、 トン	二五、 トン	二五、 トン	一、五 トン	一、五 トン	一、五 トン
五八一トン						

九	一 五・	他の油脂	日 から平成一八年 三月三一日まで	六、一 トン
九	四 六・	チーズ及びカードのうちブ ロセスチーズの原料として 使用するもの	平成一七年四月一 日から平成一八年 三月三一日まで	二八、一 トン
一	七二三・	乾燥した豆(さやを除いた ものに限るものとし、皮を 除いてあるかないか又は割 つてあるかないかを問わな い。)(のうち、ひよこ豆、 緑豆及びひら豆以外のもの	平成一七年四月一 日から同年九月三 日まで	トン
七二三・	三三			
七二三・	三三			
七二三・	三九			
七二三・	五			
七二三・	九			
九	一 五・	とうもろこしのうちコーン スターチの製造に使用する もの	平成一七年四月一 日から同年九月三 日まで	二、二四一、 トン
九	一 五・	とうもろこしのうち関税暫 定措置法施行令第三条に規 定するところにより飼料用 とするもの	平成一七年四月一 日から同年九月三 日まで	一四五、八 トン

九	一 五・	他の油脂	日 から平成一七年 三月三一日まで	五四、二 トン
九	四 六・	チーズ及びカードのうちブ ロセスチーズの原料として 使用するもの	平成一六年四月一 日から平成一七年 三月三一日まで	六八、二 トン
一	七二三・	乾燥した豆(さやを除いた ものに限るものとし、皮を 除いてあるかないか又は割 つてあるかないかを問わな い。)(のうち、ひよこ豆、 緑豆及びひら豆以外のもの	平成一六年一 月一日から平成一七 年三月三一日まで	トン
七二三・	三三			
七二三・	三三			
七二三・	三九			
七二三・	五			
七二三・	九			
九	一 五・	とうもろこしのうちコーン スターチの製造に使用する もの	平成一六年一 月一日から平成一七 年三月三一日まで	二、一八、 トン
九	一 五・	とうもろこしのうち関税暫 定措置法施行令第三条に規 定するところにより飼料用 とするもの	平成一六年一 月一日から平成一七 年三月三一日まで	一四九、七 トン

九	一七・	に供するもの	とうもろこしのうちコーン フレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成一七年四月一 日から同年九月三 日まで	二四、六 トン
一七・	一	に供するもの	とうもろこしのうちその他のもの	平成一七年四月一 日から同年九月三 日まで	九七、七 トン
一七・	一	に供するもの	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	平成一七年四月一 日から同年九月三 日まで	三一、三 トン
一八・	二	に供するもの	でん粉(小麦でん粉を除く。及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)(のうちでん粉が最大の重量を占めるも	平成一七年四月一 日から同年九月三 日まで	八四、二 トン

九	一七・	に供するもの	とうもろこしのうちコーン フレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	平成一六年一月 一日から平成一七 年三月三一日まで	二八、六 トン
一七・	一	に供するもの	とうもろこしのうちその他のもの	平成一六年一月 一日から平成一七 年三月三一日まで	九四、七 トン
一七・	一	に供するもの	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)	平成一六年一月 一日から平成一七 年三月三一日まで	二五八、三 トン
一八・	二	に供するもの	でん粉(小麦でん粉を除く。及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一年以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)(のうちでん粉が最大の重量を占めるも	平成一六年一月 一日から平成一七 年三月三一日まで	七九、二 トン

九	一七三・ 一七三・ 一七三・	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る）のうちアルコールの製造用のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	二六七トン（ 荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	の（小麦でん粉を含有するものを除く。）
				七五、 トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの・七五トンに換算するものとする。）	
				二六七トン（ 荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	

九	一七三・ 一七三・ 一七三・	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る）のうちアルコールの製造用のもの	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	二六七トン（ 荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	の（小麦でん粉を含有するものを除く。）
				七五、 トン（むきみ換算数量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの・七五トンに換算するものとする。）	
				二六七トン（ 荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）	

二 一八 六・	ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレート製造用のもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	一八、七 トン
二 二・	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	三八、七 トン
二 二・	パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	五、九 トン
九 二二 六・	調製食用脂（関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三%を超え七	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	一一、五五 トン

二 一八 六・	ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限り、砂糖を加えたものを除く。）のうち、チョコレートの製造用のもの	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	一九、 トン
二 二・	トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	三六、五 トン
二 二・	パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器ともの一個の重量が一キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	五、七 トン
九 二二 六・	調製食用脂（関税率表第四・五項の物品の含有量が全重量の三%を超え七	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	一一、五五 トン

四一・一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
二	類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・一・	類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
五	の及び塩蔵、乾燥、石灰漬	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・一・	け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
九	適する処理をしたもので、	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・四・	なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
一一	又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・四・	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめ	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・七・	む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及び	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
一一	なめし過程にないもの以外	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・七・	のもの、牛又は馬類の動物	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
一一	のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・七・	の及びクラストにしたもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト
一九	の及びクラストにしたもの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	七、四二七ト

四一・一・	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
二	類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・一・	類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
五	の及び塩蔵、乾燥、石灰漬	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・一・	け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
九	適する処理をしたもので、	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・四・	なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
一一	又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・四・	なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめ	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・七・	む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及び	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
一一	なめし過程にないもの以外	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・七・	のもの、牛又は馬類の動物	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
一一	のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもの	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
四一・七・	の及びクラストにしたもの	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト
一九	の及びクラストにしたもの	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	七、四二七ト

四一五・	羊及びやぎのなめした皮（様付けしたもの）	平成一七年四月一 日 三月三十一日まで	一、四六六、 平方メ ートル	四一七・ 九一 四一七・ 九二 四一七・ 九九	で、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したものの以外のも（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたもの以外のもの
------	----------------------	---------------------------	----------------------	--	--

四一五・	羊及びやぎのなめした皮（様付けしたもの）	平成一六年四月一 日 三月三十一日まで	一、四六六、 平方メ ートル	四一七・ 九一 四一七・ 九二 四一七・ 九九	で、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したものの以外のも（クロムなめしものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたもの以外のもの
------	----------------------	---------------------------	----------------------	--	--

三	なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。	日から平成一八年三月三十一日まで	平方メ
四一六・	（のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものの	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	一、九九五ト
二二	る。）	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	二二、一九
四一三・	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限定。）のうち甲が革製のものとび甲に毛皮を使用	平成一七年四月一日から平成一八年三月三十一日まで	二二、一九
一	の		

三	なめしたものとびクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。	日から平成一七年三月三十一日まで	平方メ
四一六・	（のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものの	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	一、九九五ト
二二	る。）	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	二二、一九
四一三・	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限定。）のうち甲が革製のものとび甲に毛皮を使用	平成一六年四月一日から平成一七年三月三十一日まで	二二、一九
一	の		

九	六四 五・	一	六四 五・	二	六四 四・	一九	六四 四・	九九	六四 三・	九一	六四 三・	五九	六四 三・	五一	六四 三・	四	六四 三・	したものと並びにこれら以外 のもので本底が革製のもの (スポーツ用のもの、体操 用、競技用その他これらに 類する用途に供するもの及 びスリッパを除くものとし 、甲が革製のもの以外のも のにあつては、甲の一部に 革を使用したものに限る。

九	六四 五・	一	六四 五・	二	六四 四・	一九	六四 四・	九九	六四 三・	九一	六四 三・	五九	六四 三・	五一	六四 三・	四	六四 三・	したものと並びにこれら以外 のもので本底が革製のもの (スポーツ用のもの、体操 用、競技用その他これらに 類する用途に供するもの及 びスリッパを除くものとし 、甲が革製のもの以外のも のにあつては、甲の一部に 革を使用したものに限る。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（第十条関係）</p> <p style="text-align: center;">別表 通関士の設置を要する地域（第五条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(省 略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">和歌山県のうち 和歌山市 海南市</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </table>	(省 略)	和歌山県のうち 和歌山市 海南市	(省 略)
(省 略)	和歌山県のうち 和歌山市 海南市	(省 略)		
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）（第十条関係）</p> <p style="text-align: center;">別表 通関士の設置を要する地域（第五条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">同 上</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">和歌山県のうち 和歌山市 海南市 海草郡下津町</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">同 上</td> </tr> </table>	同 上	和歌山県のうち 和歌山市 海南市 海草郡下津町	同 上
同 上	和歌山県のうち 和歌山市 海南市 海草郡下津町	同 上		

改 正 案	現 行
<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（附則第四条関係）</p> <p>（酒類等の外航船等への積込みの承認）</p> <p>第四十五条の二 法第八十五条第一項、第八十七条の七第一項又は第八十八条の三第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。ただし、当該積込みにつき、関税法第二十三条第一項又は第二項の承認を受けるため関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第二十一条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十一条の三第一項の規定により提出すべき申告書がある場合には、当該申請書の提出に代えて法第八十五条第一項、第八十七条の七第一項又は第八十八条の三第一項の承認の申請をする旨及び第三号に掲げる事項を当該申告書に付記するものとする。</p> <p>一～五 （省 略）</p> <p>2）5 （省 略）</p>	<p>租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（附則第四条関係）</p> <p>（酒類等の外航船等への積込みの承認）</p> <p>第四十五条の二 法第八十五条第一項、第八十七条の七第一項又は第八十八条の三第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出しなければならない。ただし、当該積込みにつき、関税法第二十三条第一項又は第二項の承認を受けるため関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第二十一条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき申告書がある場合には、当該申請書の提出に代えて法第八十五条第一項、第八十七条の七第一項又は第八十八条の三第一項の承認の申請をする旨及び第三号に掲げる事項を当該申告書に付記するものとする。</p> <p>一～五 同 上</p> <p>2）5 同 上</p>

改 正 案

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）（附則第五条関係）

現 行

構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）（附則第五条関係）

（関税法の特例に係る政令で定める場合等）

第四条 法第二十九条に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）を管轄区域とする税関官署における関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十八条第一項の承認（以下この条において「臨時開庁承認」という。）の回数（当該税関官署が二以上ある場合には、それぞれの税関官署における臨時開庁承認の回数を合計した回数。次号において同じ。）が、当該構造改革特別区域に係る法第四条第一項の規定による申請（法第六条第一項の規定による変更の認定に係る申請を含む。次号において「申請」という。）の日の属する年又はその年の前年までの過去三年間における各年のいずれかの年において三百六十五回以上ある場合

二 構造改革特別区域を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認の回数
が、当該構造改革特別区域に係る法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の内容（法第六条第一項に規定する認定構造改革特別区域計画の変更の内容を含む。）その他の事情を勘案して、申請の日の属する年又はその年の翌年以後五年間における各年のいずれかの年において三百六十五回以上あることが見込まれる場合

2 税関長は、法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。）に係る構造改革特別区域に所在する関税法第二十九条に規定する保税地域（同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に置かれている貨物その

第四条 (省略)

第五条 (省略)

第六条 (省略)

別表 (第六条関係)

番号	事業の名称	関係条項
一	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業	第四条

他これに準ずる貨物であると認めるものに係る臨時開庁承認を受ける者が同法第百条第四号の規定により納付すべき手数料については、税関関係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)第六条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

第五条 同上

第六条 同上

第七条 同上

別表 (第七条関係)

番号	事業の名称	関係条項
一	地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業	第五条